

～目で見る言葉、手話～

手話で心をつなぎましょう！

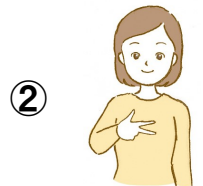
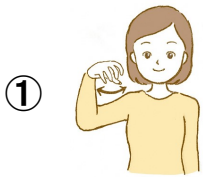
鈴鹿市では、「鈴鹿市手話言語条例」が平成31年4月1日に施行されました。
※条例の全文は、鈴鹿市のホームページで閲覧できます。

手話言語条例って何？

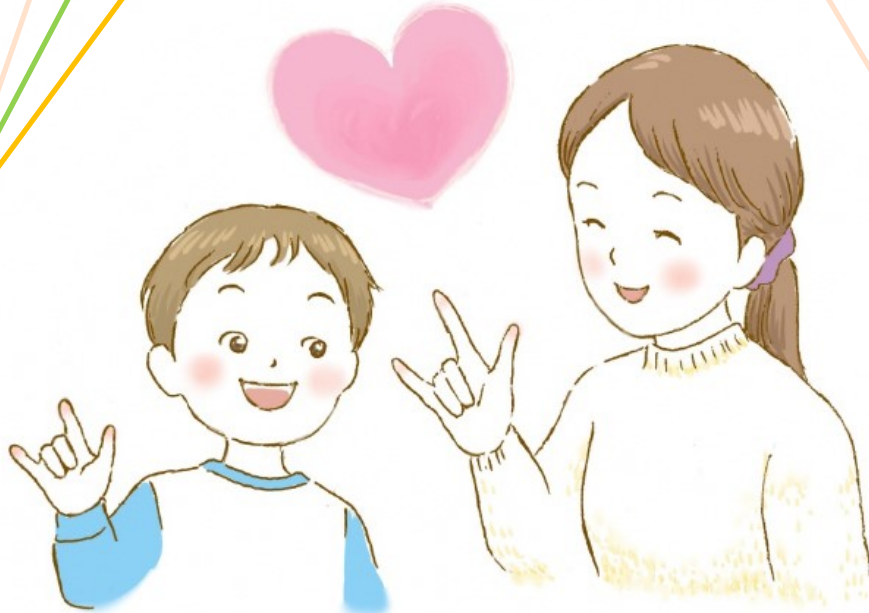
この条例は、基本理念に基づいて市と市民、事業者それぞれの役割を決め、手話を使用しやすい環境を整備するための施策を推進し、手話に対する理解や普及を図ることで、地域共生社会の実現につなげます。

基本理念

- 手話が言語であると認識すること
- 手話で意思疎通を図る権利があること
- 上記の権利を尊重すること



鈴鹿市



役割

- 市：手話に関する施策の推進
- 市民：基本理念に対する理解、手話に関する施策への協力
- 事業者：職場の環境整備、サービス提供時の配慮

手話を必要とする人とは

生活を営むうえで不安や不便がある生まれつき耳が聞こえない人たち、病気や事故などで聴力を失った中途失聴者、難聴者や関わりのある家族など。

皆さまへお願い

困っている様子を見かけたときは、手助けをお願いします。
「どうしましたか？」の手話

○音声での呼び出し

○職場や自治会などの会議

